

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都板橋区高島平二丁目 2 番 9 号

氏 名 那須興産株式会社
代表取締役 柴 健一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3 年 4 月 1 2 日

許可の有効年月日 令和 8 年 4 月 1 1 日

1 事業の範囲

(1) 収集運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
鉋さい、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上 1 6 種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類(限定は裏面のとおりに)

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上 5 種類)

2 積替え保管施設(詳細は裏面のとおりに)

施設所在地: 東京都板橋区舟渡一丁目 2 番 1 2 号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 8 時から 1 7 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3 年 4 月 1 2 日 新規許可

令和 3 年 4 月 1 2 日 更新許可 第 6 回

令和 3 年 4 月 2 7 日 変更許可 限定解除(汚泥)、種類の追加(廃酸、廃アルカリほか 3 種類)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都板橋区舟渡一丁目 2 番 1 2 号

積替え保管面積：644.49㎡

最大保管高さ：2.13m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く）に限る。）	ペール缶 2 個 : 0.04 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ペール缶 2 個 : 0.04 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物を含む）に限る。）	網かご 1 個 : 2.4 m ³
がれき類	網かご 1 個 : 0.84 m ³
	合計保管量 : 3.32 m ³

(以下余白)